

平成27年度 地方分権振興交付金報告書



平成29年2月

総務省自治行政局行政課

目 次

はじめに	1
I 地方自治法施行60周年記念式典の開催	2
II 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等	3
III 地方分権振興交付金の創設	22
IV 平成27年度地方分権振興交付金報告書	23
1. 山口県	24
2. 徳島県	29
3. 福岡県	34
4. 和歌山県	38
5. 大阪府	44
6. 長崎県	50
7. 千葉県	55
V 参考資料	60
地方分権振興交付金交付要綱	61

はじめに

地方自治法が施行されて60周年に当たる平成19年に、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。こうした中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年記念貨幣を概ね10年間にわたって発行することとした。

各年度の発行団体については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の検討結果を踏まえて決定され、全47団体の図柄が決定されており、各団体の創意工夫を活かしながら、地域の美しい風物や重要なイベントを織り込んだ図柄となっている。

総務省では、記念貨幣の発行を契機に、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とし、記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する地方分権振興交付金を創設し、3,500万円を上限として当該団体の事業を支援するために予算措置を行った。

当報告書は、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行概要、地方分権振興交付金の交付概要、及び平成27年度に記念貨幣を発行した7県が作成した報告書を取りまとめたものである。

I 地方自治法施行60周年記念式典の開催

【趣旨】

平成19年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年である。このような大きな節目の年に当たり、国民挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、記念式典を挙行し、あわせて地方自治に関する功労者の表彰等を実施。

【日程】 平成19年11月20日（火）11時

【場所】 東京国際フォーラム

【式典のはこび】

天皇皇后両陛下御臨席

国歌吹奏

開式の辞

式辞

地方自治功労者表彰

天皇陛下おことば

祝辞

決意表明

閉式の辞

天皇皇后両陛下御退席

東京消防庁音楽隊

総務副大臣

総務大臣

総務大臣

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

最高裁判所長官

地方公共団体代表者

総務副大臣

【地方自治法施行60周年記念事業の概要】

（政府）

- ・ 地方自治法施行60周年記念式典
- ・ 地方自治功労者表彰（地方公共団体の議会の議員、職員及び民間人）等

（地方公共団体）

- ・ 各種記念行事の開催
- ・ 広報等への掲載

（関係団体）

- ・ 記念シンポジウム、記念セミナーの開催等
- ・ 記念宝くじの発売
- ・ 各種雑誌の特集号の編集

Ⅱ 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等

【基本的な方針】

記念貨幣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条第2項に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされ、これまでの対象事業の記念性・過去の発行例等を勘案の上、発行を決定した。

(参考) これまでの記念貨幣の発行例を類型化

1. 皇室の御慶事に関するもの(御在位10年、50年、60年、御即位、御成婚)
2. 国際的行事に関するもの(オリンピック、国際博覧会、アジア大会、W杯大会)
3. 国家の構造、主権に関するもの(内閣制度100周年、裁判所制度100周年等)
4. 国家的プロジェクトに関するもの(青函トンネル、瀬戸大橋、関西国際空港等)

【目的】

昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年という大きな節目を迎える平成19年、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。これに併せ、新たな地方自治の時代における地域活性化という願いを込めて、平成20年度から概ね10年間にわたって、各都道府県のデザインした図柄により記念貨幣を発行するもの。

【発行団体等の決定】

平成20年度以降の発行団体等については、財務省に設置された地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合により検討することとされ、概ね以下のとおり決定された。

(参考:平成19年12月18日(火)会合資料より)

1. 発行時期

- ・平成20年夏以降、原則として平成28年までの間、年5～6都道府県ずつ、47都道府県について発行
- ・プレミアム型は、原則として年5～6回に分けて、順次発行
- ・引換型は、原則として年2回に分けて、順次発行

2. 発行順序

- ・サミット等のような重要な国際会議に代表されるように、それぞれの地域における国際的、歴史的に重要な行事と連携するものを優先させる。
- ・風物・史跡や歴史をテーマとする場合については、例えば世界遺産等国际機関からの指定・認定の前後のものや、関連する歴史的行事の開催などと連携するものを優先させる。
- ・上記の行事には、国内で毎年開催されるものは含めない。
- ・21年度以降の発行順序については上記の考えに基づき決定し、調整が必要な場合には、「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」メンバーから構成される小会合(以下、「小会合」という。)にて検討を行う。

※ その後、各年ごとの発行団体数は、全国知事会、財務省、造幣局との協議により、年6～7都道府県ずつ発行することとなった。

【発行団体及び発行予定団体とそのデザイン】

- ・財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」での検討をふまえ、財務省において、47都道府県全ての発行順序及びデザインが決定されている(別添参照)。

発行団体及び発行予定団体 ①

発行年度	小会合における検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (7頁以降参照)
H20年度	H20.1.16 第2回本会合	H20.1.16	北海道：洞爺湖サミット	H20.5.13
			京都府：源氏物語千年紀	H20.6.24
			島根県：石見銀山世界遺産登録	
H21年度前半	H20.6.6～18 第1回小会合	H20.6.24	新潟県：特別天然記念物「トキ」放鳥	H20.12.5
			長野県：日本アルプスや国宝善光寺などの豊かな自然と文化	
H21年度後半	H20.9.3 第2回小会合	H20.9.19	茨城県：科学技術創造立県	H21.6.5
			奈良県：平城遷都1300年祭	
H22年度前半	H21.2.4 第3回小会合	H21.2.26	高知県：坂本竜馬と太平洋～時代を切り拓いた土佐人とその風土	H21.12.8
			岐阜県：長良川の鵜飼	
			福井県：アジアの恐竜研究拠点	
H22年度後半	H21.11.13 第4回小会合	H21.11.24	愛知県：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	H22.6.18
			青森県：りんごとねぶた(ねぶた)、三内丸山遺跡等	
			佐賀県：佐賀県を代表する人物である大隈重信侯とその功績	
H23年度前半			富山県：「立山・黒部」の自然と人間の関わり ～信仰・砂防・発電・観光～	H22.10.8
			鳥取県：鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観	
			熊本県：阿蘇	



発行団体及び発行予定団体 ②

発行年度	小会合における検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (7頁以降参照)
H23年度後半	H22.9.16～28 第5回小会合	H22.10.8	滋賀県：マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖	H23.5.24
			岩手県：平泉の文化遺産	
			秋田県：白瀬中尉の南極探検100周年	
H24年度前半			沖縄県：沖縄復帰40周年	H23.10.7
			神奈川県：武家の古都・鎌倉	
			宮崎県：宮崎県庁本館の景観重要建造物指定	
H24年度後半	H23.5.2～H23.6.6 第3回本会合	H23.6.10	栃木県：とちぎの魅力 豊かな自然・文化・歴史	H24.4.17
			兵庫県：コウノトリ	
H25年度前半			大分県：八幡宮総本社宇佐神宮と大偉業を果たした相撲の達人	H24.8.28
			宮城県：慶長遣欧使節派遣400周年	
			広島県：ひろしまの魅力を発信する観光資源	
H25年度後半	H24.5.22～H24.6.4 第4回本会合	H24.6.15	群馬県：富岡製糸場と絹産業遺産群	H25.4.16
			山梨県：富士山	
			静岡県：富士山	
H26年度前半			岡山県：晴れの国おかやまの豊かな自然と歴史・文化	H25.8.27
			鹿児島県：屋久島世界自然遺産登録20周年	
			愛媛県：築120周年を迎える道後温泉本館とえひめの美しいしまなみ	
			山形県：日本人の心のふるさと美しい山形	
			三重県：日本人の心のふるさと伊勢、熊野	

発行団体及び発行予定団体 ③

発行年度	小会合における検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H26年度後半	H25.5.16～23 第5回本会合	H25.6.7	香川県:特別名勝 栗林公園	H26.4.25
			埼玉県:埼玉県が誇る歴史と文化	
			石川県:いしかわ百万石物語	
H27年度前半			山口県:おいでませ 自然・歴史・文化あふれる山口へ	H26.8.15
			徳島県:心癒され心躍る自然と文化渦巻く「宝の島・徳島」	
			福岡県:九州国立博物館開館10周年及び宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録の推進	
H27年度後半	H26.5.19～27 第6回本会合	H26.6.2	千葉県:千葉の宝～美しい自然と歴史・文化～	H27.4.21
			大阪府:大阪が世界に誇る歴史・文化	
			和歌山県:高野山開創1200年	
			長崎県:長崎の教会群とキリスト教関連遺産	
H28年度			福島県:福島県を代表する人物野口英世	H27.8.28
			東京都:東京の多彩な魅力を世界に発信～都市・歴史・文化・自然～	

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成20年度発行分)

額面	各都道府県共通(裏面)	北海道	京都府	島根県
千円				
	せつげつか 雪月花	洞爺湖とタンチョウ	やどりぎ 国宝「源氏物語絵巻」宿木 三(部分)	おとりおさめちようぎん ぼたん 御取納丁銀と牡丹
	発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
	販売時期	平成20年7月	平成20年10月	平成20年12月
五百円				
	古銭のイメージ	洞爺湖と北海道庁旧本庁舎	やどりぎ 国宝「源氏物語絵巻」宿木 二(部分)	どうたく 銅鐸とその文様・絵画
	発行枚数	210万枚	205万枚	197万枚
	引換時期	平成20年12月10日(水)(3道府県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成21年度発行分)

額面	長野県	新潟県	茨城県	奈良県
千円				
	上高地	トキと佐渡島	イーサー H-IIロケットと筑波山	だいごくでんせいいでん 大極殿正殿と桜と蹴鞠
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成21年5月	平成21年7月	平成21年10月	平成21年12月
五百円				
	善光寺と牛	トキと ^{たなだ} 棚田	かいらくえん 借楽園と梅	けんとうしせん 遣唐使船
発行枚数	183万枚	184万枚	187万枚	180万枚
引換時期	平成21年7月15日(水)(2県同時)		平成22年1月20日(水)(2県同時)	

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度前半発行分)

額面	高知県	岐阜県	福井県
千円			
	坂本龍馬 ^{かつらはま} と桂浜	長良川の鵜飼 ^{うかい}	恐竜 ^{とうじんぼう} と東尋坊
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成22年3月	平成22年4月	平成22年6月
五百円			
	坂本龍馬	白川郷とれんげ草	恐竜
発行枚数	196万枚	186万枚	183万枚
引換時期	平成22年7月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度後半発行分)

額面	愛知県	青森県	佐賀県
千円			
	きんしやち 金鯱とカキツバタと渥美半島 あつみ	ねぶた・ねぶたとりんご	大隈重信と伊万里・有田焼
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成22年8月	平成22年10月	平成22年11月
五百円			
	愛知県庁本庁舎とカキツバタ	さんないまるやま 三内丸山遺跡と土偶	大隈重信と佐賀錦・鹿島錦
発行枚数	195万枚	190万枚	191万枚
引換時期	平成23年1月19日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度前半発行分)

額面	富山県	鳥取県	熊本県
千円			
	海越しの ^{たてやま} 立山連峰	鳥取砂丘と山陰海岸	阿蘇
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月
五百円			
	おわら ^{かぜ} 風の盆	みとくさん ^{さんぶつじ} 三徳山 三佛寺 投げいれ ^{なげいれどう} 堂	熊本城
発行枚数	180万枚	177万枚	187万枚
引換時期	平成23年7月20日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度後半発行分)

額面	滋賀県	岩手県	秋田県
千円			
	琵琶湖とカイツブリと浮御堂	中尊寺金色堂と中尊寺ハスと毛越寺浄土庭園 <small>もつじ</small>	白瀬 <small>のぶ</small> となまはげ
発行枚数	10万枚	11万枚(注3)	10万枚
販売時期	平成23年8月	平成23年10月	平成23年11月
五百円			
	ビワコオオナマズとニゴロブナ	中尊寺金色堂 <small>しんおおいどう</small> 新覆堂と毛越寺 <small>ごくすい</small> 曲水の宴	白瀬 <small>のぶ</small> と竿燈 <small>かんとう</small>
発行枚数	177万枚	179万枚	174万枚
引換時期	平成24年1月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

(注3)岩手県の千円銀貨幣については、平成24年度に1万枚を追加発行。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度前半発行分)

額面	沖縄県	神奈川県	宮崎県
千円			
	首里城と組踊	鶴岡八幡宮と流鏝馬 ^{やぶさめ}	宮崎県庁本館と高千穂の夜神楽
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成24年3月	平成24年5月	平成24年6月
五百円			
	那覇大綱挽とエイサー	鎌倉大仏	宮崎県庁本館
発行枚数	176万枚	189万枚	174万枚
引換時期	平成24年7月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度後半発行分)

額面	栃木県	大分県	兵庫県
千円			
	日光東照宮陽明門	宇佐神宮と双葉山	コウノトリと姫路城
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成24年8月	平成24年9月	平成24年11月
五百円			
	眠り猫と雀	うすきまがいぶつ 臼杵磨崖仏	コウノトリ
発行枚数	180万枚	179万枚	180万枚
引換時期	平成25年1月16日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成25年度前半発行分)

額面	宮城県	広島県	群馬県
千円			
	伊達政宗と慶長遣欧使節船	厳島神社と舞楽ともみじ	富岡製糸場東繭倉庫と工女
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成25年3月	平成25年5月	平成25年6月
五百円			
	仙台七夕まつり	原爆ドームと広島平和都市記念碑	富岡製糸場東繭倉庫キーストーンと工女
発行枚数	170万枚	170万枚	172万枚
引換時期	平成25年7月17日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成25年度後半発行分)

額面	岡山県	静岡県	山梨県	鹿児島県
千円				
	岡山後樂園と桃太郎	富士山	富士山と山梨ニア実験線とぶどう	縄文杉と永田岳とヤクシマシャクナゲ
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月
五百円				
	岡山後樂園	富士山と茶畑	富士山とぶどう	桜島
発行枚数	166万枚	170万枚	167万枚	166万枚
引換時期	平成26年1月15日(水)(4県同時)			

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成26年度前半発行分)

額面	愛媛県	山形県	三重県
千円			
	道後温泉本館とみかん	最上川とさくらんぼ	五十鈴川と伊勢神宮宇治橋
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成26年3月	平成26年4月	平成26年4月
五百円			
	瀬戸内しまなみ海道と愛媛の島々	縄文の女神	熊野古道伊勢路
発行枚数	165万枚	166万枚	167万枚
引換時期	平成26年7月16日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成26年度後半発行分)

額面	香川県	埼玉県	石川県
千円			
	栗林公園 <small>りつりん こうえん</small>	渋沢栄一と時の鐘	兼六園の徽軫灯籠と雪吊り(夜景・ライトアップ) <small>ことしようろう</small>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成26年8月	平成26年9月	平成26年11月
五百円			
	金刀比羅宮から望む讃岐平野 <small>ことひらぐう</small>	埼玉スタジアム2002	木場潟からみた白山とキリコ祭り <small>きばがた</small>
発行枚数	163万枚	178万枚	166万枚
引換時期	平成27年1月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成27年度前半発行分)

額面	山口県	徳島県	福岡県
千円			
	きんたいきょう あきよしだい 錦帯橋と秋吉台	鳴門の渦潮と阿波おどりとすだちの花	おきしま むなかたたいしゃ きんせいゆびわ 沖ノ島と宗像大社と金製指輪
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月
五百円			
	るりこうじ ごじゅうのとう 瑠璃光寺五重塔	阿波おどり	九州国立博物館と太宰府天満宮太鼓橋と梅
発行枚数	161万枚	163万枚	168万枚
引換時期	平成27年7月15日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成27年度後半発行分)

額面	和歌山県	大阪府	長崎県	千葉県
千円				
	高野山 <small>だんじょうがらん</small> 壇上伽藍	大阪城と文楽	大浦天主堂と椿	東京湾アクアラインと菜の花
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月	平成27年11月
五百円				
	那智の滝	仁徳天皇陵古墳	大浦天主堂とステンドグラス	九十九里浜
発行枚数	161万枚	170万枚	160万枚	168万枚
引換時期	平成28年1月20日(水)(4府県同時)			

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成28年度分)

額面	福島県	東京都
千円		
	野口英世と磐梯山と猪苗代湖	東京タワーとレインボーブリッジとユリカモメ
発行枚数	10万枚	10万枚
販売時期	平成28年4月	平成28年4月
五百円		
	相馬野馬追から甲冑競馬の様子	東京駅丸の内駅舎と行幸通り
発行枚数	—	—
引換時期	平成28年7月頃	

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

Ⅲ 地方分権振興交付金の創設

【施策の概要】

地方分権、地域活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から概ね10年間にわたって、「地方自治法施行60周年記念貨幣」を各都道府県がデザインした47都道府県ごとの図柄により、順次発行することとされた。

これに伴い、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、「地方分権振興交付金」を創設したところであり、貨幣の発行年度に合わせて交付するものである。

【交付金の内容】

(1) 交付対象

「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県

(2) 交付金額

1団体あたり3,500万円を上限とし発行実績に応じて交付

(3) 対象事業

- ・ 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- ・ その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

【予算額の推移】

平成20年度	105百万円
平成21年度	140百万円
平成22年度	210百万円
平成23年度	210百万円
平成24年度	210百万円
平成25年度	245百万円
平成26年度	210百万円
平成27年度	245百万円
平成28年度	70百万円

(参考：交付団体数)

平成20年度	3団体 (北海道 京都府 島根県)
平成21年度	4団体 (長野県 新潟県 茨城県 奈良県)
平成22年度	6団体 (高知県 岐阜県 福井県 愛知県 青森県 佐賀県)
平成23年度	6団体 (富山県 鳥取県 熊本県 滋賀県 岩手県 秋田県)
平成24年度	6団体 (沖縄県 神奈川県 宮崎県 栃木県 兵庫県 大分県)
平成25年度	7団体 (宮城県 広島県 群馬県 岡山県 静岡県 山梨県 鹿児島県)
平成26年度	6団体 (愛媛県 山形県 三重県 香川県 埼玉県 石川県)
平成27年度	7団体 (山口県 徳島県 福岡県 和歌山県 大阪府 長崎県 千葉県)
平成28年度	2団体 (福島県 東京都)

IV 平成27年度 地方分権振興交付金 報告書

1. 山 口 県
2. 徳 島 県
3. 福 岡 県
4. 和歌山県
5. 大 阪 府
6. 長 崎 県
7. 千 葉 県

※次頁以降の報告書は、各県の作成によるものである。

山口県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄コンセプト】

<千円銀貨幣：『錦帯橋と秋吉台』>

○錦帯橋

山口県岩国市の錦川に架かる木造5連のアーチ橋。1673年(延宝元年)3代目岩国藩主吉川広嘉により創建された。日本三名橋や日本三大奇橋の1つに数えられ、国の名勝に指定されている。

○秋吉台

山口県のほぼ中央部にある日本最大のカルスト台地で、国定公園及び特別天然記念物に指定されている。

<五百円バイカラー・クラッド貨幣：『瑠璃光寺五重塔』>

○瑠璃光寺五重塔

山口市の瑠璃光寺の境内にある檜皮葺の五重塔。室町時代中期における優れた建造物の一つであり、大内文化の最高傑作として、その美しさは日本三名塔の一つにも数えられている。大内氏26代盛見が兄大内義弘の菩提を弔うために建立を計画したと伝えられ、1442年(嘉吉2年)頃完成した。1952年(昭和27年)に国宝に指定されている。

交付金事業概要(1)

1 概要

(1)ミラノ国際博覧会出展事業

【日 時】平成27年5月24日～5月27日(出展期間)

【来場者数】27,508人(4日間)

【概 要】

①イベントステージ

○オープニングセレモニー

知事挨拶、鏡開き、日本酒・小野茶・みかんジュースの試飲

○日本酒試飲・レクチャー

○ふぐや岩国寿司のレクチャー・実演・試食

○神楽上演

②イベントステージ(展示コーナー)

○伝統工芸:大内塗、萩焼、赤間石器、木製品、竹製品

○観光地の紹介:パネル展示、ちょうちんや凧での装飾

③大型スクリーン

山口の食や匠の技、観光などの魅力を紹介する約15分間の映像を放映

○オープニング:城下町(萩市)

○食:刺身、寿司、ふぐ、岩国寿司、日本酒

○匠の技:大内塗、萩焼

○伝統と祭り:防府天満宮、きつねの嫁入り、ちょうちん祭り、花火など

○観光:錦帯橋、瑠璃光寺五重塔、角島大橋、青海島、秋吉台、湯田温泉など

④記念撮影コーナー

○高杉晋作と一緒にサムライや同時代の女性になりきって
写真撮影ができる顔出しパネルを設置



オープニングセレモニー(鏡開き)



日本酒の試飲・レクチャー



神楽の実演・記念撮影

(2)明治150年記念推進事業

■記念シンポジウム

【日 時】平成27年11月3日

【場 所】山口県教育会館ホール

【入場者数】419人

【概 要】

①講演会

○「明治維新から学ぶ日本経済再生の展望
～地方創生のヒントここにあり～」

講師:大阪経済大学客員教授・経済評論家

岡田 晃氏

交付金事業概要(2)

②パネルトーク

○「明治150年に向けて～先人たちに学び、これからの山口を考える～」

- ・コーディネーター: 道迫 真吾氏(萩博物館主任学芸員)
- ・パネリスト: 岡田 晃氏、田口 由香氏(大島商船高等専門学校准教授)、村岡嗣政(山口県知事)



パネルトーク

■記念展示

幕末・明治期の主な歴史の流れの説明や、産業、政治、文化等のカテゴリーごとに山口県と関わりの深い主要人物等を紹介したパネルを制作・展示

【展示方法】

①イベントに併せた臨時展示

- 第25回中四国サミット会場(平成27年9月4日)
- 明治150年記念シンポジウム会場(平成27年11月3日)

②常設展示

- 県庁1階エントランスホールでの展示(平成27年11月～)



中四国サミット会場での展示

【概要】

- ①幕末・明治期の主な歴史の流れ(年表形式)
- ②産業分野で活躍した人物の紹介
- ③政治分野で活躍した人物の紹介(山口県が生んだ8人の総理大臣)
- ④文化・芸術の分野で活躍した人物の紹介(山口県の文学者の中から紹介)
- ⑤世界遺産(明治日本の産業革命遺産)の紹介



シンポジウム会場での展示

2 事業実施期間

(1)ミラノ国際博覧会出展事業

平成27年2月20日 ～ 平成27年9月30日
(出展期間:平成27年5月24日～5月27日)

(2)明治150年記念推進事業

- 平成27年7月17日 ～ 平成27年11月30日
- シンポジウム開催日 : 平成27年11月3日
 - 記念展示 : 上記事業概要のとおり

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

1 ミラノ国際博覧会出展事業

今回の「2015年ミラノ国際博覧会」では、山口県が全国の自治体のトップを切って出展し、4日間で約2万7千人の方が来場し、来場者アンケートでは「山口県に行ってみたい:96%」、「ふぐがおいしかった:99%」など高い評価を得ることができ、地元イタリアのメディアにも取り上げられ、山口県の多様で素晴らしい魅力を世界に向けて十分に発信することができた。

また、出展の様子は県内メディアでも紹介され、県民が山口県の魅力を再認識する絶好の機会となったこと、将来的な県産農林水産物等の輸出拡大などの国際展開が期待できることから、今後の地域の活性化にも大いに資するものとなった。



ふぐの実演・試食



岩国寿司の実演・試食

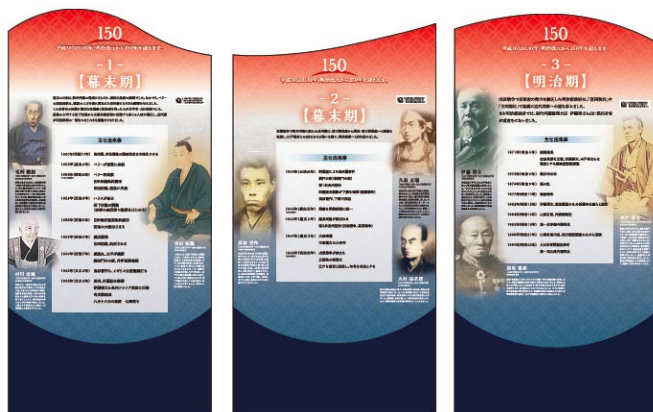
2 明治150年記念推進事業

平成30年(2018年)に明治改元から150年を迎えることから、この機会に、明治維新の意義や、国の近代化の歩みを改めて見つめ直すことで、県民の郷土の歴史への理解と関心を深め、山口県への誇りと愛着を醸成するとともに、地域づくりに向けた意欲を高め、明治維新胎動の地である山口県から全国的な機運を広げていくことを目的に、明治150年をテーマとする記念シンポジウムと記念展示を実施し、参加者はもとより、テレビや新聞でも採り上げられたことで、広く機運を高める効果があった。

また、このイベントは、シンポジウムに先立って、県と全19市町で設立した「明治150年記念事業山口県推進協議会」のスタートアップとしても位置付けて実施したため、市町における取組のきっかけとなって、各地域において明治150年を契機とする取組の広がりが期待できることから、今後の地域活性化に大いに資するものとなった。

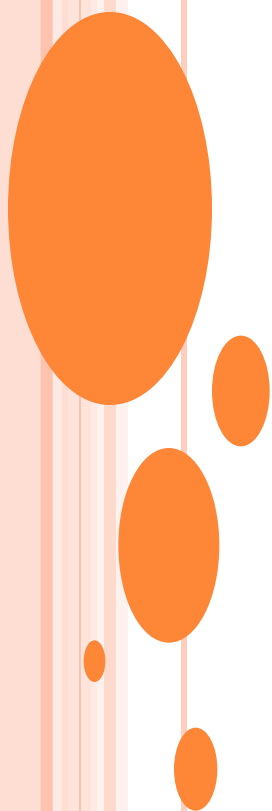


シンポジウム会場



記念展示パネルの一部

徳島県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣



表面：鳴門の渦潮と阿波おどりとすだちの花
裏面：雪月花のイメージ(各都道府県共通)

五百円バイカラー・クラッド貨幣



表面：阿波おどり
裏面：古銭のイメージ(各都道府県共通)

【図柄コンセプト】

「心癒され心躍る自然と文化渦巻く「宝の島・徳島」にふさわしいモチーフ(素材)を全国から募集し、その結果をもとに、「地方自治法施行60周年記念貨幣等のデザインに関する徳島県検討会」の検討を経て、モチーフ(素材)を決定した。

○千円銀貨幣 『鳴門の渦潮と阿波おどりとすだちの花』

※鳴門の渦潮

徳島県鳴門市と兵庫県南あわじ市の間にある鳴門海峡において、潮の干満によって発生する世界最大規模の渦潮。春と秋の大潮時に最大となり、潮流時速20km、最大直径20mにも及ぶ。

その上には、本州四国連絡橋神戸・鳴門ルートの一部であり、1985年(昭和60年)6月8日に開通した全長1,629mの大鳴門橋が架かっている。

※阿波おどり

四百有余年の昔から脈々と踊り続けられている、徳島が世界に誇る伝統芸能。その起源には、徳島城築城起源説、能の源流と言われる「風流踊り」起源説、盆踊り起源説など諸説ある。

毎年8月12日～15日に開催され、120万人以上が訪れる「徳島市阿波おどり」をはじめ、徳島県内各地で踊られているほか、全国でも数多くの阿波おどり大会が催される。

※すだちの花

すだちは徳島原産であり、全国に出荷されるすだちのほぼ全てが徳島県産である。毎年5月中旬頃に白く小さな花を咲かせ、その花は徳島県の花に指定されている。

○五百円バイカラー・クラッド貨幣 『阿波おどり』

阿波おどりの女おどり(左)と男おどり(右)をデザインしています。

交付金事業概要(1)

1 概要

大鳴門橋開通30周年記念事業

大鳴門橋開通30周年を記念して、「食」・「観光」・「文化」・「スポーツ」など、年間を通じて、徳島県の魅力を余すことなくPRを行った。

①「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進事業

「鳴門の渦潮」の世界遺産登録に向けた取組を推進するため、兵庫・徳島両県の関係行政機関及び民間団体で構成する「兵庫・徳島『鳴門の渦潮』世界遺産登録推進協議会」を設立し、世界遺産登録に必要な普遍的価値を証明するための学術調査を実施するとともに、世界遺産登録推進の気運醸成のための普及・啓発活動を実施した。



②淡路花博2015における徳島県PR

「淡路花博2015 花みどりフェア」(3月21日～5月31日)のメイン会場である「淡路夢舞台」において、花博を訪れた観光客に徳島県を紹介するPRブースを開設し、来場者に対して観光情報の提供や「おどる宝島！パスポート」の発行等を行ったほか、阿波おどり等のイベントを実施した。



③大鳴門橋開通30周年記念セレモニー

大鳴門橋開通30周年記念事業のコアイベントとして、開通記念日にあわせて(H27.6.6)に、鳴門公園等で徳島県・兵庫県の両知事による記念行事や両県高校生によるパフォーマンスなど、両県の交流を図る記念イベントを開催した。



④大鳴門橋開通30周年記念シンポジウム

大鳴門橋開通30周年記念事業のコアイベントとして、今後未来に向けて、より一層、連携・交流を深めていくため、両県の観光振興に携わる方などから観光交流に対する意見等をいただき、両県の発展に向けて、一連の記念事業の総決算とする記念シンポジウムを開催した。



⑤「マチ★アソビ プラス」事業

全国から募集した痛車を、アニメの祭典「マチ★アソビ」会場である徳島市内の藍場浜公園及び眉山山頂林間駐車場に一堂に展示するとともに、公共交通機関を利用して来県した「マチ★アソビ」参加者が移動に使うタクシーを「痛タクシー」とするなど、大鳴門橋開通30周年記念をPRした。



⑥「食のブランド海峡ダービー」事業

県内外から注目が高まる「大鳴門橋」を挟む両県で開催するイベント会場で「新鮮 なっ！とくしま」号を活用し、両県ブランド食材の試食PRなどを展開することで、両県ブランド食材の認知度向上とともに、実際に両県に食べに訪れる「観光誘客」につなげた。



交付金事業概要(2)

⑦関西圏域誘客促進事業

関西圏で多くの集客が見込まれるイベントへの出展や多くのマイカー客が訪れる高速道路SA・PAでのイベント実施などを通じて、観光・物産をはじめとする本県の持つ魅力を「阿波おどり」や「すだちくん」と連携して発信することにより、本県への誘客を図った。



⑧「自転車をつながる人・まち」づくりプロジェクト

「うずしおライドFan」として、鳴門の豊かな自然環境を活かし、「ポタリング」や「サイクルラリー」、「ミドルライドツーリング」など、観光促進につながるライドイベントを実施した。



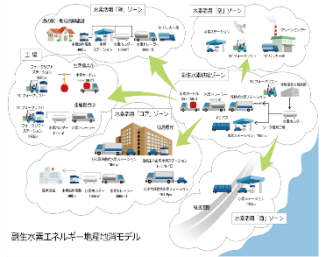
「vs東京」総合情報発信事業

イオン品川シーサイド店において、阿波おどりをはじめとしたあわ文化4大モチーフの紹介、全国屈指のIT環境を活かした会場と徳島との生中継による安心安全な食や観光地の紹介、お遍路の世界遺産登録に向けた取り組みの紹介等を行った。



副生水素によるエネルギー地産地消モデル調査事業

県内産副生水素を、燃料電池自動車の燃料をはじめ広く有効活用するため、地域における具体的な水素需給調査等、「水素によるエネルギーの地産地消モデル」の実現に向けた事業化調査を行った。



とくしま科学技術の夢指針推進事業

すべての県民にとって身近な存在となる「開かれた科学技術」を目指すとともに、次代を担う人材を育成することを目的とし、「ロボット」をテーマとして、業界の現状及び今後の発展可能性について基調講演とパネルディスカッションを実施するとともに、徳島県において紡いできた科学技術の歴史・現在・未来展望を紹介する「動画で学ぶとくしまの科学」制作と上映を行った。



“次世代への架け橋”四国新幹線導入促進事業

四国新幹線の実現に向け、経済界などと連携し、県内はもとより、国政レベルの機運醸成を図るため、「徳島県四国新幹線導入促進期成会」を立ち上げ、官民一体となって取組を進めるとともに、「四国鉄道活性化促進期成会」に負担金を拠出し、四国が一体となりPR活動を実施した。



2 事業実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

【大鳴門橋開通30周年記念事業】

徳島の「食」・「観光」・「文化」・「スポーツ」など、本県の魅力を余すことなくPRし、各種メディアにも多く取り上げられるなど、広く情報発信することができた。それにより、大鳴門橋を含む神戸淡路鳴門自動車道の利用促進、観光誘客など、本県への交流人口の拡大に寄与する取組となった。

また、記念事業を大鳴門橋でつながる徳島・兵庫の両県で連携して取り組むことにより、開通30周年を契機として、両県にとって、未来につながる記念事業が展開された。さらに、「鳴門の渦潮」の世界遺産登録に向けて、「兵庫・徳島『鳴門の渦潮』世界遺産登録推進協議会」を立ち上げ、学術調査や普及啓発活動を実施することにより、地域住民の世界遺産登録に向けた機運が醸成された。

【「vs東京」総合情報発信事業】

首都圏において、本場徳島の有名連による阿波おどり演舞や阿波人形浄瑠璃の上演、第九合唱等、あわ文化4大モチーフの紹介、本県の全国屈指のIT環境を活かした東京-徳島間の生中継による安心安全な食や観光の紹介、また「四国遍路」の世界遺産登録に向けた取組の紹介などにより、フェア期間中の徳島県産品の販売促進が図られるとともに、本県の共通コンセプトである「vs東京」を多数の来場者に対して総合的に情報発信することができた。本県の認知度向上が図られたことから、今後の交流人口・移住の増大に繋がる効果も期待できる結果となった。

【副生水素によるエネルギー地産地消モデル調査事業】

徳島県には苛性ソーダの製造過程で水素(副生水素)を発生させている製造工場があり、この副生水素を有効に活用するため、未利用の生成量から、実際に燃料電池自動車等に利用できる精製後の供給量を算出するとともに、燃料電池自動車をはじめ県内における将来にわたっての需要量を積算することにより、副生水素を活用したエネルギーの地産地消に向けた道筋が明らかになった。未来を担う次世代へかけがえのない地球環境を引き継ぐため、副生水素による自立分散型エネルギー社会の構築、ひいては水素社会の実現に向けて大きな一歩となる事業となった。

【とくしま科学技術の夢指針推進事業】

「ロボット」をテーマとしたシンポジウムを実施し、科学技術に関する開発や研究に携わる産業界、大学関係者をはじめ、多くの県民にご参加いただき、科学技術に係る機運醸成を図ることができた。

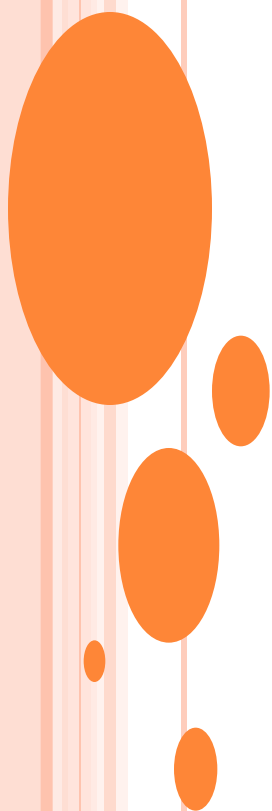
また、「徳島県の科学技術を紹介する動画」を作成し、DVDを県内小学校に配布するとともに、小学校で上映会を実施するなど、すべての県民にとって身近な存在となる「開かれた科学技術」を目指し、次代を担う人材の育成に向けて大きく寄与する取組となった。

【“次世代への架け橋”四国新幹線導入促進事業】

徳島県四国新幹線導入促進期成会の設立記念シンポジウムを開催した。約600人が参加し、講演・パネルディスカッションを通じて、四国新幹線の必要性を共有することができた。

また、当日の様子については新聞にも取り上げられ、広く情報発信することができた。そのことにより、四国新幹線に対する注目が高まり、実現に向けた機運醸成を図ることができ、若者が夢と希望を持てる社会の実現に向けた一歩となる取組となった。

福岡県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円バイカラー・クラッド貨幣	
			
(表面)	(裏面)	(表面)	(裏面)
表面：沖ノ島と宗像大社と金製指輪 裏面：雪月花をイメージ(各都道府県共通)		表面：九州国立博物館と太宰府天満宮太鼓橋と梅 裏面：古銭をイメージ(各都道府県共通)	

【図柄コンセプト】

福岡県では、平成29(2017)年に世界遺産の登録を目指している「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」と開館10年を迎えた「九州国立博物館」をテーマに、記念貨幣の図柄を決定した。

◆千円銀貨幣 『沖ノ島と宗像大社と金製指輪』

- * 沖ノ島：4世紀後半から9世紀末まで、対外交流の成就と航海の安全を祈って国家的祭祀が行われた玄界灘の絶海の孤島であり、「海の正倉院」といわれている。22か所の祭祀遺跡が良好に保存されており、出土した約8万点の奉獻品すべてが国宝に指定されている。
- * 宗像大社：沖ノ島の沖津宮(おきつみや)、大島の中津宮(なかつみや)、田島の辺津宮(へつみや)の三宮からなる神社であり、朝鮮半島に向かう海の道「海北道中(かいほくどうちゅう)」を守る宗像三女神(むなかたさんじょしん)を奉斎している。辺津宮の本殿及び拝殿は国の重要文化財に指定されている。
- * 金製指輪：沖ノ島の出土品のひとつであり、同種の指輪が韓国慶州の新羅王陵からも出土しており、朝鮮半島の三国時代に新羅からもたらされたものと考えられており、昭和37(1962)年に国宝に指定されている。

◆五百円バイカラー・クラッド貨幣 『九州国立博物館と太宰府天満宮太鼓橋と梅』

- * 九州国立博物館：平成17年10月に開館した国内4番目の国立博物館であり、「遠の朝廷(とおのみかど)」と呼ばれた九州・太宰府の地に建っており、「海の道、アジアの路」をテーマに、アジア各国と日本の文化交流の歴史を展示している。
- * 太宰府天満宮太鼓橋：太宰府天満宮の心字池に架かる橋であり、太鼓橋・平橋・太鼓橋からなり、それぞれが現在・過去・未来を表しているとされている。
- * 梅：福岡県の県の花であり、菅原道真公を慕って一夜のうちに京から太宰府へ飛んできたと言えられる「飛梅」は有名である。

交付金事業概要

1 概要

◆「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録推進事業

(1) リーフレット

遺産群の普遍的価値を国内外に発信するため、目的別に3種のリーフレット(日本語版・英語版)を作成し、公共施設等で広く配布したほか、ホームページでも公開した。

(2) 東京交流会

情報発信力の高い文化人や企業関係者等を招き、遺産群の価値をPRする東京交流会を明治記念館において開催した。

(3) シンポジウム等

遺産群が平成28年1月にユネスコに世界遺産登録の推薦をされたことを受けて、推薦決定までの取組や本遺産群の世界遺産としての価値を紹介するとともに、登録に向けた課題や次世代へ継承する方法について検討するシンポジウムを東京国立博物館において開催した。その他、フォトコンテスト、世界遺産推薦記念講演会及びパネル展を行った。



シンポジウム

◆九州国立博物館開館10周年記念事業

(1) 開館10周年記念レセプション

開館記念式典に引き続き、同博物館にゆかりのある方たちを招き、開館までの歴史を振り返る記念レセプションを行った。

(2) アジア交流博物館館長サミット

同博物館の館長と交流のあるアジア4か国の博物館代表者とのパネルディスカッションを実施し、これまでの交流の成果や今後の博物館のあり方について意見交換を行った。

(3) アジア人形劇フェスティバル

歌、音楽、物語などで表現する総合的芸術と言われる人形劇で、アジア各国の文化を紹介するアジア人形劇フェスティバルを開催した。具体的には、インドネシアのガムラン演奏家集団による伝統的な影絵芝居「ワヤン・クリ公演」、人形を操りながら人形遣い自らも踊る独特のスタイルをもつタイの「フン・ラコーン・レック公演」、繊細で美しい彫刻の大型影絵人形を用いたカンボジアの「スバエクトム公演」の3公演を実施した。



フォトコンテスト

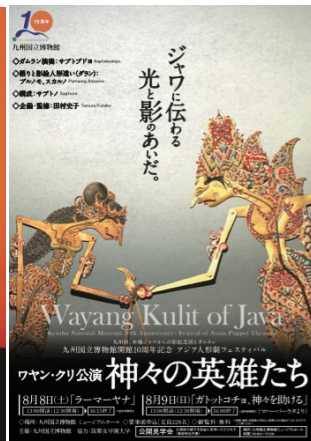
2 事業実施期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

アジア人形劇フェスティバル

3 交付金額

35,000千円



記念貨幣発行事業の効果

◆「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録推進事業

(1) リーフレット

国内外の人たちに本遺産群の普遍的価値を分かりやすく伝えることができ、福岡県の魅力発信と観光客の増加につながった。また、地元住民の郷土愛を育むことができた。

(2) 東京交流会

情報発信力の高い文化人や企業関係者約130名を招き、本遺産群の価値をPRすることができた。今後、これらの招待者を通じた情報発信も期待できる。

(3) シンポジウム等

東京都内においてシンポジウムを開催したことにより、テレビや新聞等のメディアに取り上げられ、本遺産群の価値をより効果的に全国に発信することができ、国内における認知度が向上した。また、世界遺産登録に向けた機運の醸成にもつながった。



リーフレット



東京交流会



シンポジウム

◆九州国立博物館開館10周年記念事業

(1) 開館10周年記念レセプション

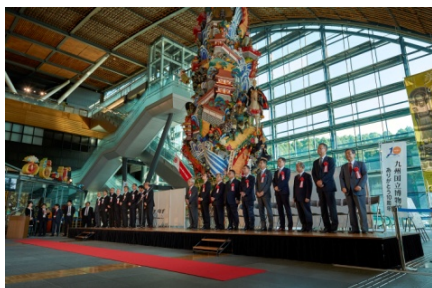
同博物館にゆかりのある300名が参加したレセプションにおいて、開館までの歴史を振り返るとともに、同博物館がアジア諸地域との交流拠点として更なる発展を遂げるために、地域と共生・協働をどのように図っていく必要があるか、認識を高めることができた。

(2) アジア交流博物館館長サミット

参加した博物館関係者(4か国8機関)や県民に向けて、同博物館がこれまで行ってきたアジア諸地域との文化交流の取組と成果をアピールした。これにより、同博物館を中心とした地域振興に関する住民意識の高揚を図ることができた。

(3) アジア人形劇フェスティバル

大人も子供も楽しめる人形劇を通じてアジア文化に触れてもらうことにより、アジア文化を理解しようとするきっかけづくりの場を提供することができた。また、3公演に約3800人もの入場者が集まり、同博物館の魅力をもっとPRすることができたとともに、今後の更なる集客と同博物館を拠点とした地域活性化・地域振興につながった。



開館10周年記念レセプション

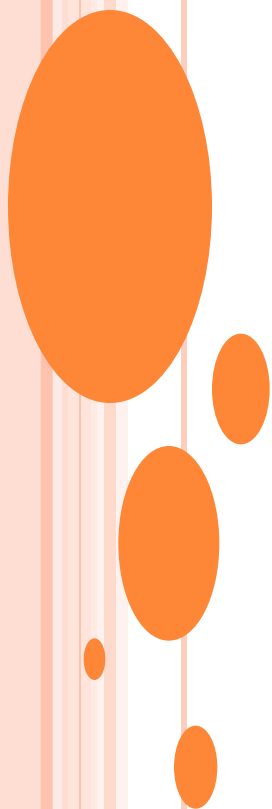


館長サミット



アジア人形劇フェスティバル

和歌山県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣



表面:高野山 壇上伽藍
裏面:雪月花をイメージ(各都道府県共通)

五百円貨幣



表面:那智の滝
裏面:古銭をイメージ(各都道府県共通)

【図柄コンセプト】

○千円銀貨幣:『高野山 壇上伽藍』

※高野山:816年(弘仁七年)に弘法大師・空海が開いた山岳霊場で、平成27年に開創1200年を迎える。2004年(平成16年)に「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部としてユネスコの世界遺産(文化遺産)に登録された。

※壇上伽藍:空海が高野山を開創した際に最初に整備した場所とされ、根本大塔(こんぼんだいとう)を中心とした壇上伽藍の風景は、高野山を代表する風景となっている。1977年(昭和52年)に金剛峯寺境内の一部「伽藍地区」として国の史跡に指定されており、根本大塔、金堂などが建ち並ぶ境内は、日本で最初の本格的な密教伽藍となっている。

○五百円貨幣:『那智の滝』

※那智の滝:高さ133mの垂直に切り立った岩肌を落下する落差日本一の名瀑であり、1972年(昭和47年)に国の名勝に指定されている。背後に広がる那智原始林と共に、「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として世界遺産に登録されており、手前に位置する三重の塔との美しい調和は、熊野三山を代表する風景となっている。

交付金事業概要（1）

1 概要

（1）和みわかやまっふ

紀の国わかやま国体・わかやま大会をはじめ、県外からお越しいただく観光客に県内各地のお食事処、お土産処情報、バリアフリー施設情報等を分かりやすく、魅力的に紹介するパンフレットの作成に合わせ、特設サイトで情報発信を行った。

- ① 「和みわかやまっふ」作成（パンフレット）
- ② 特設サイト開設

（2）和みわかやまキャンペーン推進協議会

県、市町村、観光に関わる団体、事業者等が相互に連携し、県の豊富な観光資源を磨き上げ、広く宣伝することにより観光客の誘致拡大を図るとともに、持続可能な観光地づくりを通じ、地域の活性化に寄与することを目的に事業を実施した。

（3）和歌山県観光ガイド&マップ作成

県内の観光情報をまとめた総合パンフレットを作成した。

（4）世界遺産推進

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と活用を推進し、その価値と魅力を国内外に積極的に情報発信することにより誘客を図る事業及び、県と世界遺産所在市町が連携し普及啓発等を行う事業を実施した。

①参詣道環境保全トレッキング

県外を中心に一般参加者を募集し、参詣道の保全活動とトレッキングを組み合わせたイベントを行った。

②第2回世界遺産サミット

全国の世界遺産所在自治体や関係者が、各地域の抱える課題の解決を目指すとともに、各世界遺産の魅力を連携して国内外に広く発信する契機とするため、第2回世界遺産サミットを開催した。

③世界遺産協議会事業

県及び県内世界遺産所在市町が連携し、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と活用に資する普及啓発事業等を実施した。

交付金事業概要（2）

2 事業実施期間

(1)和みわかやまっふ

① 平成27年7月21日～ 9月30日

② 平成27年9月 8日～10月23日

(2)和みわかやまキャンペーン推進協議会

平成27年5月27日～平成28年3月31日

(3)和歌山県観光ガイド&マップ

平成27年6月22日～平成27年10月30日(うち一部の期間)

(4)世界遺産推進

平成27年4月1日～平成28年3月31日

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果（1）

（1）和みわかやまっぷ

観光客の利便性向上と再訪の動機付けを図った。

① 「和みわかやまっぷ」作成（パンフレット）

発行時期：9月

作成部数：10万部（和歌山市・紀北版／紀中・紀南版 各5万部）

掲載店舗：197店舗

② 特設サイト開設



（2）和みわかやまキャンペーン推進協議会

構成団体：県、県観光連盟、市町村、観光協会、旅館組合、交通事業者等 79団体

事業内容：ウォーク&トレッキング

和みわかやままるごとスタンプラリー

和みわかやまご当地キャラぽん

手ぶら観光

西Navi掲載

（3）和歌山県観光ガイド&マップ作成

県内の観光情報をまとめた総合パンフレットで広く情報発信することにより、本県への誘客促進を図った。

作成部数：22万部

記念貨幣発行事業の効果（2）

（4）世界遺産推進

①参詣道環境保全トレッキング

500名の参加者が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全活動を実施し、資産の価値と魅力を認知するとともに、SNS等により広く情報発信を行った。



②第2回世界遺産サミット

世界遺産所在自治体関係者等が集結し、各地域の抱える課題の解決に向けた意見・情報交換を行い、各自治体の取組を広く発信することで、そこから導き出されるノウハウや教訓等の蓄積と普及を図った。

また、記念イベントや国内世界遺産PR展示等の実施により、各世界遺産の魅力を連携して国内外に広く発信した。

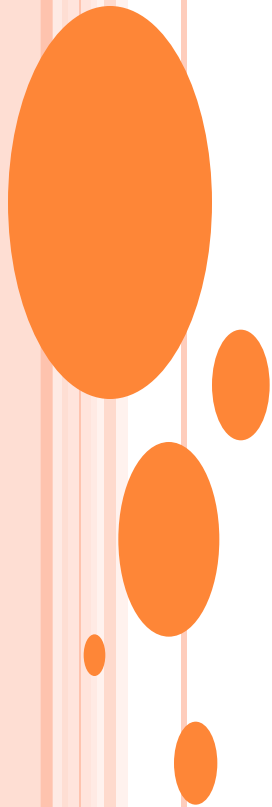


③世界遺産協議会事業

保存団体や語り部団体を対象とした研修会、世界遺産登録市町を中心とした県内小・中学校等に対する学習支援の実施等により、世界遺産を保全・継承していくうえでの気運醸成を図った。



大阪府



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣



五百円貨幣



【図柄コンセプト】

○千円銀貨幣 『大阪城と文楽』

※大阪城

大阪府の中央に位置し、年間入場者数約233万人(平成27年度)を誇る大阪のシンボル。日本三名城の一つに数えられ、1931年(昭和6年)に復興された天守は、1997年(平成9年)、国の登録有形文化財に登録されている。

※文楽

日本を代表する伝統芸能の一つである「人形浄瑠璃」で、太夫(語り)・三味線・人形が一体となった総合芸術である。2008年(平成20年)にユネスコの無形文化遺産に登録されている。

○五百円貨幣 『仁徳天皇陵古墳』

※仁徳天皇陵古墳

4世紀後半から5世紀につくられた、大阪府堺市に広がる百舌鳥古墳群を代表する日本最大の前方後円墳。仁徳天皇陵とされている。墳丘長は486m、墳丘の周囲を取り囲む三重の濠を含めた全長は840mにわたり、エジプトのピラミッドや中国の秦の始皇帝陵と並ぶ、世界最大級の墓である。百舌鳥古墳群は、堺市の東に位置する羽曳野市・藤井寺市に広がる古市古墳群と共に、2010年(平成22年)に世界遺産暫定一覧表に記載された。

関連する行事の開催等概要

○地方自治法施行60周年記念貨幣展

大阪都市魅力創造プロジェクト事業(交付金事業)の実施期間中、事業実施会場において、造幣局記念貨幣PRコーナーを設置し、造幣局との連携のもと開催した。

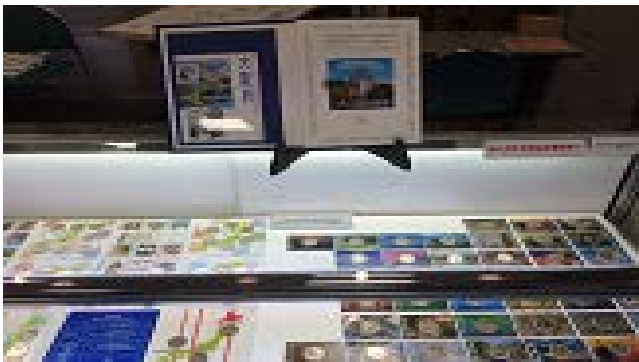
主 催： 独立行政法人 造幣局

開催時期： 平成27年9月18日(金)～9月20日(日)

開催場所： 大阪市中央公会堂 地下1階大会議室

展示内容：

- ・地方自治法施行60周年記念貨幣
大阪府 千円銀貨幣、五百円貨幣(イメージサンプル)
- ・今までに発行済みの道府県の千円銀貨幣及び五百円貨幣
- ・大阪に関係する造幣博物館展示品 ほか



○造幣局1日デザイン教室の開催

大阪府の五百円バイカラー・クラッド貨幣のデザインが「仁徳天皇陵古墳」であることにちなみ、仁徳天皇陵古墳の所在地である堺市の市立光竜寺小学校において、造幣局の貨幣デザイナーによる貨幣デザイン教室を開催した。

主 催： 独立行政法人 造幣局

開催日時： 平成27年12月8日(火)

開催場所： 堺市立光竜寺小学校



交付金事業概要(1)

大阪都市魅力創造プロジェクト事業

【事業期間】平成27年9月18日(金)～平成27年11月23日(月)

【場所】大阪中央公会堂

【概要】大阪の知名度を高めるイベントや国内外で活躍する大阪にゆかりのあるアーティスト等のイベントなどを、大阪中央公会堂を中心とする中之島に結集し、一定の期間、集中的に展開した。

①民間提案イベント

- ・大阪ラフフェス！in中之島6DAYS LIVE
- ・若者よ 大阪芸大を越えて行け！
- ・UNKNOWN ASIA ART EXCHANGE OSAKA2015
- ・サーカス！-Smile Academic Crazy Unique School-
- ・関西歌劇団FotoOpera 惚れ薬騒動にて候～オペラ「愛の妙薬」より～
- ・これが大阪！OSAKA BLUES & SOUL 奇蹟の軌跡！THE LIVE SHOW！
- ・「第3回大阪中之島ごはん映画祭」コラボレーションイベント「あしたになれば。」プレミアム上映会
- ・大阪とお香
- ・国際光年記念シンポジウム「見てほしい、知ってほしい、大阪のあかりの今！」
- ・ROGGYKEI 2016 SPRING&SUMMER COLLECTION～変化の意識～
- ・ナカノシマ大学特別講座「落語×アート×歴史で旅する中之島タイムトリップ」
- ・道頓堀開削400年記念大阪ミナミ「道頓堀」落語会
～笑って心も体も元気になろう～
- ・第3回大阪中之島ごはん映画祭

②大阪府内各地の魅力PR

- ・地域の伝統芸能披露やキャラクターによる魅力PRステージ
- ・地域産品などのPRブース
- ・府域の魅力PRコーナー



交付金事業概要(2)

おおさかカンヴァス推進事業

①おおさかカンヴァス2015たたかう芸術祭

【事業期間】平成27年10月3日(土)～平成27年10月17日(土)

【場所】中之島公園・道頓堀(とんぼりリバーウォーク)・中之島GATE・
大阪ビジネスパーク(大阪市内各地)

【概要】大阪を代表するシンボルの公共空間で、水都大阪の魅力を強力に発信する8作品を展示した。

- ・水面下で働く人 ～underwater office～
- ・大阪コスプレ観光大使！
- ・From the Sea
- ・ニット・インベーター in 水都
- ・ローリングスシー
- ・街角の電気スタンド
- ・道頓堀スイッチ
- ・フシギオカシナユルグルー



おおさかカンヴァス2015選定作品「ローリングスシー」



おおさかカンヴァス2015選定作品
「水面下で働く人」

②おおさかカンヴァス推進事業府域展開(さかいアルテポルト黄金芸術祭への支援)

【事業期間】平成28年3月11日(金)～平成28年3月21日(月)

【場所】堺市役所前広場と商店街を含むエリア

【概要】さかいアルテポルト黄金芸術祭において、地域で活動するアーティスト等によるアート作品の制作及び展示発表を支援した。

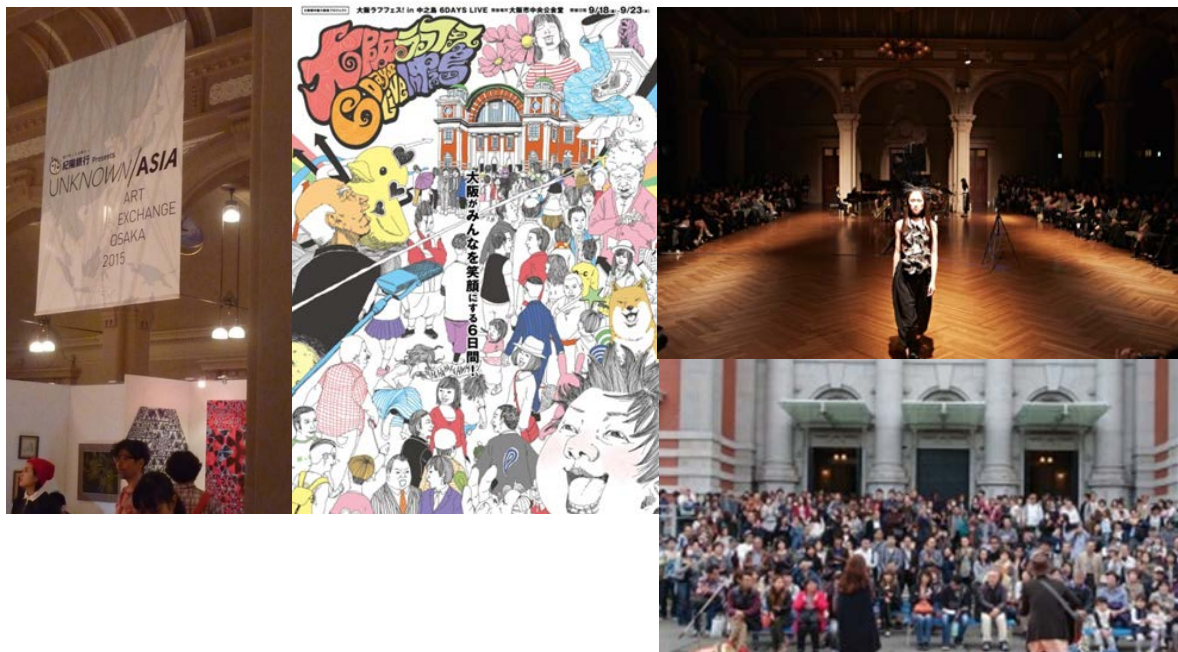
交付金額(1)+(2) 35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

大阪都市魅力創造プロジェクト事業

大阪のポテンシャルとパワーをアピールするとともに、府民をはじめ多くの人々の大阪に対する誇りや愛着心(シビックプライド)の醸成につなげるものとなった。

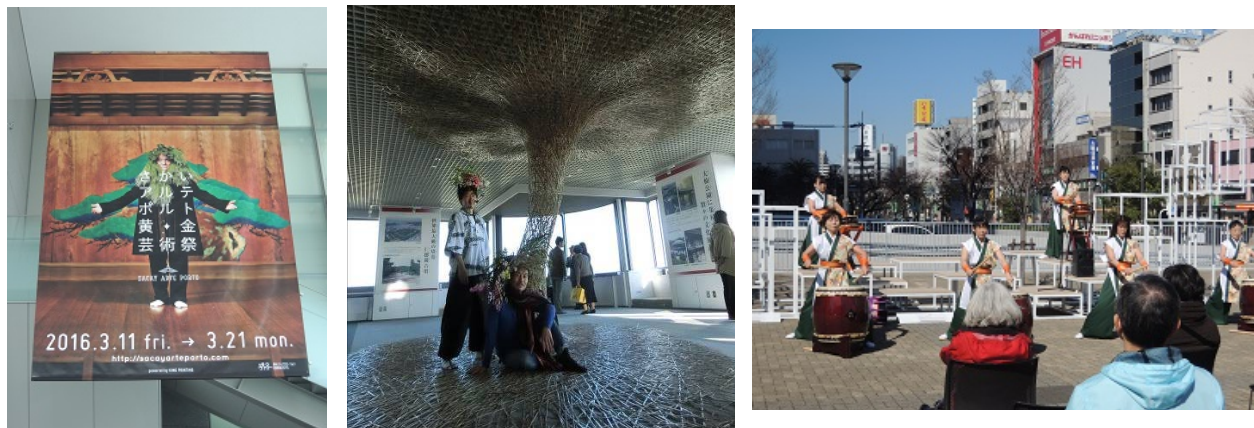
また、同時に実施した中央公会堂正面玄関前広場等での、地域の伝統芸能披露やキャラクターによる魅力PRステージにより、府内各地の魅力発信につなげることができた。



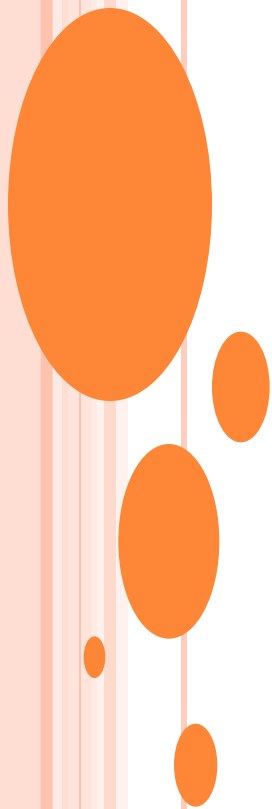
おおさかカンヴァス推進事業

大阪のシンボリックな公共空間でアート作品を展示発表することによって、水都大阪ならではの、河川空間等の新たな魅力と使いこなしを発信できた。

また、府域展開として、さかいアルテポルト黄金芸術祭を支援し、公共空間活用に係るノウハウを関係者に伝えるとともに、アート作品の展示によって、地域の魅力に対する府民の関心を高めることができた。さらに、事業を通じて府民が交流・連携する契機となり、今後も府民が主体となって継続的に事業展開する仕組みづくりを行うことができた。



長崎県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣

表面

裏面



表面：大浦天主堂と椿
裏面：雪・月・花をイメージ
(各都道府県共通)

五百円バイカラー・クラッド貨幣

表面

裏面



表面：大浦天主堂とステンドグラス
裏面：古銭をイメージ
(各都道府県共通)

【図柄コンセプト】

世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」をテーマに、有識者による検討委員会の検討を経て、モチーフ(素材)を決定した。

○千円銀貨幣 『大浦天主堂と椿』

「大浦天主堂」

1864年(元治元年)に建設された洋風建物で、現存する国内最古の教会として国宝に指定されている。また16世紀から19世紀半ばまでの厳しいキリシタン禁制の中で、約250年間信仰を守り伝えてきたキリシタンが信仰を告白した、世界宗教史上の奇跡と言われる「信徒発見」の歴史的舞台でもある。2018年(平成30年)の世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産の1つである。

「椿」

長崎県の花木であり、県のシンボルとして多くの人々に親しまれている。特に五島列島には広く天然のヤブ椿が生育しており、椿油の生産量は国内トップクラスである。

○五百円バイカラー・クラッド貨幣 『大浦天主堂とステンドグラス』

「ステンドグラス」

大浦天主堂の主祭壇側方高窓のステンドグラス。枠内の上部にバラ窓風の大きな円、下部に全体とほぼ相似形の尖塔アーチ形2連を内接させた図形を基本とし、その中にさらに細かい棧を割り付け、色違いのガラスが嵌め込まれている。

関連する行事の開催等概要

【造幣局IN長崎】

＜主 催＞

独立法人 造幣局

＜期 間＞

平成27年10月1日(木)から10月6日(火)まで

＜場 所＞

長崎浜屋 8階催事場（長崎県長崎市浜町7-11）

＜目 的＞

造幣局の事業を広く紹介することを目的に展示会を開催

＜展示内容＞

- ①貨幣の製造工程(現物を展示し、その製造工程をパネルで紹介)
- ②勲章(現物を展示し、パネルで説明)
- ③貴金属製品品位証明(ホールマークの打刻方法などパネルで紹介)
※ホールマークとは品位証明のために貴金属等につける刻印
- ④金属工芸品(大相撲造幣局理事長杯及び国民栄誉賞盾などを展示)
- ⑤古銭等(大判・小判、明治以降の貨幣などを展示)
- ⑥貨幣セット等(地方自治法施行60周年を記念した各都道府県の
記念貨幣セットや石膏原版などを展示)
- ⑦体験コーナー(金塊・銀塊、貨幣袋の重量体験などを展示)
- ⑧その他(造幣局マスコット「コインくん」出演、貨幣関連パネルの展示)

【ふるさと切手「地方自治法施行60周年記念シリーズ長崎県」の発行】

＜内 容＞

日本郵政株式会社より、地方自治法施行60周年を記念して、長崎県の文化・自然・観光・歴史等をデザインの題材とするふるさと切手を発行

＜販売開始＞

平成27年11月17日(火)

＜販売場所＞

全国の郵便局等

＜図 柄＞

背景: 九十九島

切手: ①大浦天主堂と椿、②長崎くんち、③端島(軍艦島)、④平成新山、
⑤オウゴンオニユリ



交付金事業概要

1 概要

(1) 世界遺産登録に向けた機運醸成

- ・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の価値を周知するためのパンフレット・ノベルティ製作及びイベント会場での配布
- ・県内の主要な交通結節点(JR主要駅、空港等)における広告の掲出
- ・メディアへのパブリシティ活動
- ・長崎地方に数多くあるキリスト教関連の歴史や文化財等について、ウェブサイト「おらしょ〜こころの旅〜」で資産価値を伝える情報発信



(2) 世界遺産登録へ向けた取組み

- ・世界遺産登録の推薦書を審査するイコモス現地調査への対応
- ・長崎の教会群インフォメーションセンターによる来訪者受入体制システム構築への支援
- ・「サインガイドライン」と「情報戦略ガイドライン」の策定



2 事業実施期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

長崎県内を訪れる観光客延べ数は、統計を取り始めた昭和47年以降最多であった平成26年を上回り、2年連続で過去最高を更新した。

記念貨幣の発行をはじめ、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録へ向けた機運醸成として行った様々なPR事業も誘客要因のひとつとなり、交流人口の拡大に大きく貢献したものといえる。

各構成資産への来訪者数も大幅に増加しており、世界遺産登録へ向け、今後も継続してPR事業に取り組んでいく。

《「長崎の教会群」構成資産来場者の状況(主なもの)》

- ・大浦天主堂 約58.8万人(前年比+6%)
- ・出津教会堂 約2.1万人(前年比+42%)
- ・田平天主堂 約6.5万人(前年比+68%)
- ・旧野首教会 約0.3万人(前年比+80%)

《県内各施設でのつり銭としての活用》

五百円貨幣については、長崎歴史文化博物館、孫文梅屋庄吉ミュージアム等の施設においてつり銭として活用した。

《その他の関連イベントの実施》

長崎歴史文化博物館において、「聖母が見守った奇跡展」、「PIECE OF PEACE レゴブロックで作った世界遺産展」といった世界遺産登録に関連する企画展を実施し、多くの来場者が訪れた。

○「聖母が見守った奇跡展」(H27. 2. 19~4. 15)

内 容: 1865年の大浦天主堂での「信徒発見」から150年を記念し、200年以上に及ぶキリシタン迫害の歴史と明治6年以降のキリスト教復活の歴史を、奉行所によるキリシタン弾圧で欧州された品々や文書資料、県内に残るキリシタン関連資料を通して紹介。

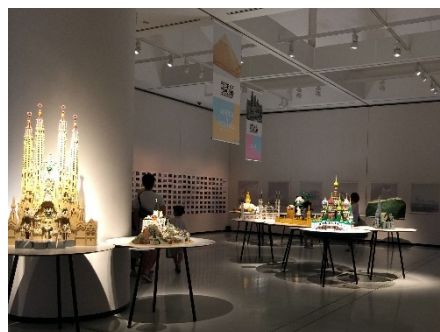
入場者数: 11,246人



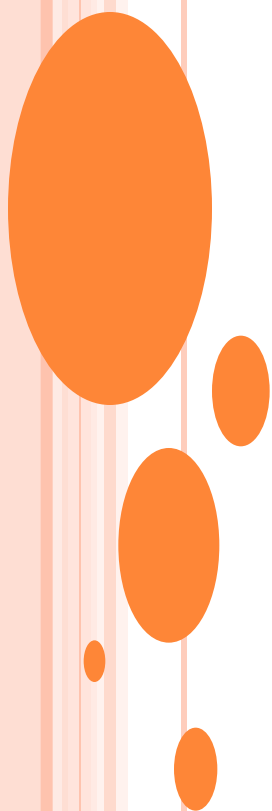
○「PIECE OF PEACE レゴブロックで作った世界遺産展」(H27. 7. 18~8. 31)

内 容: 世界中の国々の世界遺産からピックアップし、レゴブロックで再現。子どもから大人まで楽しみながら世界遺産を知り、かけがえのない地球を感じる。

入場者数: 56,012人



千葉県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣

表面



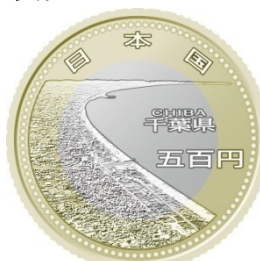
裏面



表面: 東京湾アクアラインと菜の花
裏面: 雪・月・花をイメージ
(各都道府県共通)

五百円バイカラー・クラッド貨幣

表面



裏面



表面: 九十九里
裏面: 古銭をイメージ
(各都道府県共通)

【図柄コンセプト】

○千円銀貨幣 『東京湾アクアラインと菜の花』

「東京湾アクアライン」

1997年(平成9年)に開通した東京湾の中央部を横断する全長15.1kmの自動車専用の有料道路で、千葉県木更津市と対岸の神奈川県川崎市を15分で結んでいる。木更津市から4.4kmの橋梁は日本最長であり、また、川崎市から約9.5kmがトンネルとなっている。橋梁とトンネルの接続部にある「海ほたる」(木更津人工島)は360° 周囲の海を見渡せ、日の出、夕陽、夜景が大変美しく、平成25年には年間780万人が訪れた、千葉県を代表する観光スポットである。

「菜の花」

アブラナ科植物の花の総称。1954年(昭和29年)に、一般から公募し、「県の花」とされ広く親しまれている。

○五百円バイカラー・クラッド貨幣 『九十九里』

「九十九里浜」

千葉県房総半島の東岸にある太平洋に面した刑部岬(旭市)と太東岬(いすみ市)の間の全長約66kmの海岸。源頼朝が刑部岬から太東岬の間を1里毎に矢を立てたところ、99本に達したという伝承から九十九里と呼ぶようになった。日本最大規模の砂浜として知られ、その穏やかで雄大な景観は多くの人々から愛され、夏の海水浴、スポーツ合宿などを中心にリゾート地として人気を得ている。

関連する行事の開催等概要

【造幣局1日デザイン教室】

- 主催 独立行政法人 造幣局
- 開催日 平成27年11月12日(木)
- 会場 木更津市立金田小学校 5年生21人、6年生24人
※東京湾アクアライン接岸地に近い小学校
- 内容 イントロダクション(貨幣の製造工程の説明等)
絵画の描き方の基本
貨幣デザインの描き方
実技指導
講評



【地方自治法施行60周年記念貨幣展】

- 主催 独立行政法人 造幣局
- 期間 平成27年11月13日(金)～15日(日)
- 会場 そごう千葉店9階 趣味の街
- 展示内容
地方自治法施行60周年記念貨幣
・千葉県 千円銀貨幣(イメージサンプル)
五百円バイカラー・クラッド貨幣(イメージサンプル)
・これまでに発行済の44道府県の記念貨幣

【ふるさと切手「地方自治法施行60周年記念シリーズ千葉県」の発行】

- 内容 日本郵便株式会社より、地方自治法施行60周年を記念して、千葉県の文化・自然・観光・歴史等をデザインの題材とするふるさと切手を発行
- 販売開始 平成27年12月8日(火)
- 販売場所 全国の郵便局等
- 図柄 背景:幕張新都心
切手:①東京湾アクアラインと菜の花
②南総里見八犬伝
③犬吠埼(いぬぼうさき)灯台
④成田国際空港
⑤水郷佐原水生植物園の
ハナショウブ



交付金事業概要

1 概要

(1) 鉄道の車体等を活用した早春の観光キャンペーンPR

中央総武線の鉄道の車体にラッピングを施すとともに、車内広告のジャックを行い、千葉県の観光のPRを行った。また、平成27年12月5日にラッピングトレインのセレモニーをJR千葉駅で行い、観光パンフレットやノベルティの配布等を行った。



(2) 千葉県文化財保護条例制定60周年記念特別展「香取神宮一神に捧げた美」

千葉県立美術館において、香取神宮が所蔵する、国宝、重要文化財、県指定文化財などを展示するとともに、美術講演会等を開催した。



(3) 第25回世界少年野球大会千葉大会

16の国と地域から約300名の少年少女が参加し、交流試合や野球教室を開催するとともに、成田山新勝寺の見学や「房総のむら」での体験教室等を行った。



2 事業実施期間

(1) 鉄道の車体等を活用した早春の観光キャンペーンPR

- ・車体ラッピング 平成27年12月1日～平成28年2月27日
- ・車内広告 平成27年12月1日～平成28年1月30日

(2) 千葉県文化財保護条例制定60周年記念特別展「香取神宮一神に捧げた美」

平成27年11月17日～平成28年1月17日

(3) 第25回世界少年野球大会千葉大会

平成27年8月2日～8月10日

3 交付金額 35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

(1) 鉄道の車体等を活用した早春の観光キャンペーンPR

中央総武線各駅停車は都心と本県を結ぶ大動脈であり、1日平均乗降車人員が660万人を超えることから、駅利用者のみならず沿線住民の目にも触れる車体ラッピングと乗車中の乗客に高い訴求力を発揮する全車両を使った車内広告ジャックを組み合わせることで、相乗効果の高い観光プロモーションを実施することができた。

また、JR千葉駅におけるラッピングトレインのセレモニーは500人以上の人出で賑わい、併せて駅のコンコースで同時開催した抽選会では100人以上の行列ができるなど、効果的な観光PRとなった。



(2) 千葉県文化財保護条例制定60周年記念特別展「香取神宮一神に捧げた美」

特別展では、これまで美術館では取り上げられることが少なかった国宝・重要文化財といった古美術品を一堂に紹介したこと、香取神宮神幸絵巻の現存の6点全てを本邦初で公開したこと、100年ぶりに香取神宮に戻った棟札を緊急展示したこと、また、併せて開催した美術講演会、雅楽演奏会等とあいまって、文化財保護条例制定60周年を記念する、千葉県の文化財保護、文化振興の顕彰に資する事業となった。



(3) 第25回世界少年野球大会千葉大会

世界の様々な国や地域から参加した少年少女が、交流試合や野球教室等を通して、親睦を深め、親善の輪を広めることにより、文化の違いや多様性を理解する心を培い、人間的な成長につなげることができた。

また、「房総のむら」における千代紙ろうそく作りの体験や成田山新勝寺の見学等により、参加者に千葉の魅力や房総地方に伝わる文化を肌で感じてもらうことができた。



V 參考資料

地方分権振興交付金交付要綱

(通則)

第1条 地方分権振興交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣は、地方自治法施行60周年記念貨幣（以下「記念貨幣」という。）の図柄を考案した都道府県に対し、次項に規定する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対する交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の事業とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業

(2) その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

(交付金の額)

第4条 都道府県に交付することができる交付金の額は、売却された当該都道府県に係る記念貨幣の枚数に350円を乗じた額を上限とする。

2 前項の枚数は、独立行政法人造幣局において把握するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする都道府県（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当

該交付申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県（以下「事業者」という。）は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者等の自由な創意により変更を認めることが、より効率的な目標達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業の目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9条 事業者は、事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(交付金の支払)

第13条 交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変

更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業者が、事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときには、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、取得価額が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を得なければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金に係る経理)

- 第18条 事業者は、事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（総務大臣の監督）

第19条 総務大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成20年6月23日から施行する。

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金交付申請書

標記について、交付金の交付を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

別紙 1、2、3 を添付してください。

2 交付金交付申請額

交付金交付申請額
(千円)

3 当該都道府県の予算書の当該事業関係部分（写し）を添付してください。

別紙1

○ 事業の内容

(単位：千円)

金額	主な内容
合計	

※ 上記の各項目について、別紙2、3を作成してください。

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

事業者の氏名
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった平成 年度地方分権振興交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、地方分権振興交付金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 対象の内容については、平成 年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりです。

2 交付申請額

交付金額
(千円)

3 この交付金は、地方分権振興交付金交付要綱第6条に掲げる事項を条件に交付します。

4 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金の交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の交付の申請を取り下げたいので、地方分権振興交付金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 交付の申請を取り下げようとする理由

2 交付決定額

金 額
(千円)

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の事業の内容を変更したいので、地方分権振興交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする事業の内容

別紙2、3を添付してください。

区 分	交 付 金 額
変 更 後	(千円)
変 更 前	(千円)

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、地方分権振興交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 遅延の理由

2 事業の施行の経過

3 事業完了予定日

区 分	事業の完了予定日	備 考
変 更 前		
変 更 後		

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の状況報告書

地方分権振興交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

○ 事業の状況

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け総行合第 号により交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業につき〔完了・廃止〕したので、地方分権振興交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績内容

別紙のとおり

2 交付金額

金 額
(千円)

別紙

○ 事業の実績内容

1 概要（実績）

（単位：千円）

金 額	主 な 内 容
合 計	

2 事業実施期間（実績）

3 事業実績 別紙のとおり

○ 事業の具体的実施状況

上記の各項目ごとに、事業の成果物を添付ください。写真等も含め、可能な限り具体的な実施状況がわかるものを添付ください。

(添付書類の例)

- ・ 研究会・検討会の開催： 報告書、開催状況、議論の経過が分かる資料
- ・ シンポジウムの開催： 当日の様子がわかる写真、シンポジウムのプログラム、報告書

○ 事業の効果

今後の地方分権及び地域活性化の振興という観点から他の都道府県にとって参考となるよう、本交付金に係る事業がもたらした効果を具体的に記述してください。

別紙

(単位:千円)

区分	全体計画 (事業が完了している場合、実績を記載)	本年度 実績額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	そ の 他 経 費			
	総 計			
財源 の 内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

(注) 契約書 (写し) 及び契約内容の完了を証する書面 (写し)、これらが無いものにあつては支出負担行為決議書 (写し) 及び事業内容の詳細を示す支出項目の一覧表を添付してください。

別記様式第 8

番 号
年 月 日

事業者の名称
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業については、これを確定し、平成 年度地方分権振興交付金の額を下記のとおり決定しましたので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、通知します。

記

確 定 交 付 額

千円

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

地方分権振興交付金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 交付金額（要綱第12条第1項の規定により通知した額） | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

別記様式第10

取得財産等管理台帳（年度）
取得財産等明細表

（単位：千円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

- （注）1 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 3 財産名の区分は、（イ）事務用備品、（ロ）事業用備品、（ハ）書籍、資料、（ニ）無体財産権（工業所有権等）、（ホ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
- 5 取得年月日は検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分承認申請書

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分の承認を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由